

## 岡山市へ転入される方へ（手続きのご案内）



岡山市のイメージキャラクター「ミコロ・ハコロ」

- 転入される時の手続きをお知らせしています。必要な方は窓口で手続きをしてください。
- 手続きの際には、ご本人確認をさせていただきます。  
運転免許証や保険証など、お名前の確認できるものをお持ちください。  
また、印判（認印）が必要な手続きもあります。念のためにお持ちください。

令和6年1月1日現在

※ ここにご紹介した手続きは主なものです。 その他の手続きは窓口でおたずねください。

受付窓口	
<input checked="" type="radio"/> 区役所/市民保険年金課	
<input type="radio"/> 支所・地域センター	
<input type="triangle"/> 古都・朝日市民サービスセンター	
<input type="square"/> 福祉事務所	
◎ ○ △	
◎ ○ △	
◎ ○ △	
◎ ○ △	
◎ ○ △	
◎ ○ △	
◎ ○ △	
◎ ○ △	
◎ ○ □	
◎ ○ △	
◎ ○ △	
◎ ○ □	御津、建部、瀬戸、灘崎の支所 市：就園管理課

裏面へつづく

- |  |
|--|
| <input checked="" type="radio"/> 区役所/市民保険年金課     |
| <input type="radio"/> 支所・地域センター                  |
| <input checked="" type="radio"/> 古都・朝日市民サービスセンター |
| <input type="checkbox"/> 福祉事務所                   |

子ども医療費受給資格証	手続きをする保護者の本人確認書類（免許証等）を持って、申請をしてください。 (18歳に達した日以後の最初の3月31日までの方が対象です。)	<input checked="" type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="checkbox"/>
ひとり親家庭等医療費受給資格証	新たに申請が必要です。※所得制限及び要件については、各福祉事務所・支所へご確認ください。	<input checked="" type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="checkbox"/>
心身障害者医療費受給資格証	新たに申請が必要です。※所得制限及び要件については、各福祉事務所・支所へご確認ください。	<input checked="" type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="checkbox"/>
児童扶養手当	受給中の方は、転入後、前の市区町村の証書等を持って、手続きをしてください。	<input checked="" type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="checkbox"/>
予防接種手帳	小学1年生～13歳未満のお子様には児童・生徒用予防接種手帳をお渡します。小学校就学前のお子様には、転入手続き後に乳幼児用予防接種手帳が郵送されます。急ぐ方は保健所感染症対策課にご連絡ください。	<input checked="" type="radio"/> <input type="radio"/> 保健所：感染症対策課 保健所：保健センター
妊婦一般健康診査受診票	前の市区町村の受診票を岡山市のものと交換してください。産前産後相談ステーション・保健センターで交付できます。	保健所：保健センター
産婦一般健康診査受診票	産後8週までの方が対象です。前の市区町村の受診票がある場合は岡山市のものと交換してください。	<input checked="" type="radio"/> <input type="radio"/> <input checked="" type="triangle"/> 保健所：健康づくり課 保健所：保健センター
乳児一般健康診査受診票	1歳に到達する月の月末までのお子様が対象です。前の市区町村の受診票を岡山市のものと交換してください。	<input checked="" type="radio"/> <input type="radio"/> <input checked="" type="triangle"/> 保健所：健康づくり課 保健所：保健センター
7・8か月児健康診査 1歳6か月児健康診査 三歳児健康診査	個別に案内を送付します。6か月、1歳6か月、3歳6か月になる月の月末までに届かない場合は、保健所健康づくり課にご連絡ください。	保健所：健康づくり課
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車	必要な方は登録の手続きをしてください。	<input type="radio"/> 区：市税事務所
一般廃棄物（可燃性のごみ及び不燃性のごみ）処理手数料免除申請	「2歳未満の乳幼児のいる人」「身体障害者手帳1級または2級所持者、療育手帳A所持者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者で在宅の方」「障害者で紙おむつの支給を受けている人」「介護保険要介護4以上または要介護3で紙おむつを使用している在宅の人」「低所得世帯」「生活保護世帯」が対象です。なお、受付窓口がそれぞれ異なりますので、窓口でおたずねください。	「2歳未満の乳幼児のいる人」 区：環境事業課各区ごみ対策班（北区・中区・東区・南区）／総務・地域振興課（北区）／市民保険年金課（中区・東区・南区） 市：環境事業課他  ※その他は窓口でおたずねください。
し尿収集	必要な方は、申請してください。ただし御津、建部支所管内の方は業者へ直接連絡してください。 なお、業者がわからない場合は環境事業課へお問い合わせください。	<input checked="" type="radio"/> <input type="radio"/> 区：環境事業課各区ごみ対策班（北区・中区・東区・南区） 市：環境事業課

※1 特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、身体障害者手帳、療育手帳などの手続きは、福祉事務所または支所へ。

※2 これ以外にも各人によって必要な手続きがあります。詳細については、それぞれの担当部署へお問い合わせください。市役所代表電話：086-803-1000